(6) FAC6019 金武レッド・ビーチ訓練場 (Kin Red Beach Training Area)



ア 施設の概要

(ア) 所在地:国頭郡金武町(字金武)

(イ) 面 積:14千m²

単位: 千㎡

	市町村名	国有地	県有地	市町村有地	私有地	計
Ī	金武町	1	_	0	13	14

(ウ) 地主数:42名

(工)年間賃借料:1千2百万円

(オ) 主要建物及び工作物

○建 物:哨舎

○工作物:船舶係留施設、護岸、保安柵ほか

(カ) 基地従業員:-

イ 使用状況

- (ア) 米軍部隊名
 - ○管理部隊名:海兵隊キャンプ・バトラー基地司令部
 - ○使用部隊名:海兵隊ほか
- (イ) 使用主目的及び使用条件(5.15メモ等より)
 - ○使用主目的:訓練場
 - ○使用条件:
 - a 本施設・区域内においては実弾射撃は行わない。訓練のため水陸両用部隊が通常装備する全 ての兵器の空砲による射撃は認められる。緊急の場合の信号目的のため及び合衆国軍隊の移動 をコントロールするために信号弾を使用することができる。水中爆破は認められない。
 - b 使用時間
 - (a) 第1水域は常時使用、第2水域は必要に応じて使用される。
 - (b) 第3 水域及び第4 水域については、1 日24時間で月平均10日。ただし、年間120日を超えないものとする。
 - c 用途
 - (a) 第1水域は、陸上施設の保安のため使用される。
 - (b) 第2水域は、水陸両用訓練及び陸揚げ(ランプ)活動のため使用される。
 - (c) 第3水域は、船舶の安全、保安のため使用される。
 - (d) 第4水域は、進入水路として使用される。
 - d 通告の方法
 - (a) 現地合衆国当局は、第2水域に関し、沖縄防衛局と通告の方法を調整する。
 - (b) 現地合衆国当局は、第3水域を使用する場合は、現地レベルで通告を行い、原則として使

用開始の48時間前、遅くとも24時間前までに赤旗を掲揚する。

- (c) 現地合衆国当局は、第4水域を使用する場合は、7日前までに沖縄防衛局へ通告する。
- e 制限の内容
- (a) 本施設・区域内の出入路の地元住民による使用は、合衆国軍隊の活動を妨げない限り許される。
- (b) 第1水域は、常時立ち入りを禁止する。
- (c) 第2水域は、船舶の停泊、投錨及び潜水並びにその他すべての継続的行為を禁止する。ただし、本水域が使用されていないときには、漁業及び船舶の運航に制限はない。
- (d) 第3及び第4水域は、使用期限中立ち入りを禁止する。
- (ウ) 施設の現状及び任務

金武レッド・ビーチ訓練場は、金武町市街地の西端、国道329号から約300メートルの進入路を海岸に入ったところに位置している。

当該施設は、訓練施設であるが、バースには2隻の揚陸艦を停泊させることができ、兵員や各種物資の積み降ろしに使用されており、海兵隊がオーストラリアの民間会社から借り上げた高速船の使用が多く見られる。同訓練場は、キャンプ・ハンセン演習場と一体の関係にあり、多くの兵員及び物資の移動が行われている。

金武漁業組合の施設と隣接しているため、組合の事業計画にも支障があるほか、艦船の出入りの際は付近の漁業従事者への制限があり、障害となっている。

(エ) 共同使用の状況

a 地位協定第2条第4項(a):共同使用

共同使用者 使用目的 面積 使用開始年月日 ○沖縄電力株式会社 電力施設用地 0 千㎡ 平 6.3.10

b 地位協定第2条第4項(b):なし

(才)沿革

昭和37年7月 「金武レッド・ビーチ訓練場」として使用開始。 昭和47年5月15日 「金武レッド・ビーチ訓練場」として提供開始。

昭和63年3月31日 国道329号改良に伴い水域2,300㎡を返還。

平成11年3月31日 給油所用地約480㎡を返還

平成24年6月15日 金武バイパス用地として、約2,563㎡を返還。

ウ 周辺状況等

(ア) 地域との関わり

金武レッド・ビーチ訓練場の所在する金武町には、ほかにキャンプ・ハンセン、金武ブルー・ビーチ訓練場が所在し、町面積に占める米軍基地の割合は、55.7パーセントに上っている。詳しくは、キャンプ・ハンセンの項を参照。

(イ) 施設及びその周辺における復帰後の事件・事故

金武レッド・ビーチ訓練場に起因する重大な事件・事故は、確認されていない。

エ 返還計画・跡地利用計画

(ア) 返還計画

なし。

(イ) 跡地利用計画

策定されていない。